

論文

日 EU 経済連携協定と国際貿易体制

久保 廣正

The EU-Japan economic partnership agreement
and the international trade system

Hiromasa Kubo

【要 旨】

EU の FTA 政策は、最近、経済的利益のみならず EU の価値をより重視するものになり、新たな世代へと変化してきた。この結果、EU 韓国自由貿易協定、日 EU 経済連携協定は、貿易障壁の除去・軽減による貿易利益の追求しつつも、「貿易と持続的な開発」と称する章が設けられ、そこでは環境及び労働者の保護が重視されている。

近年、世界貿易機関における多角的貿易交渉が行き詰まる一方、米国、英国などで自国優先主義が目立つようになってきている。このため、メガ FTA の一つである日 EU 経済連携協定により、経済社会構造の変革、自由な国際貿易体制の形成が経済活性化につながることを示すことができれば、日 EU は世界経済に対して重要な貢献をなすことができる。

2019年2月、日EU経済連携協定(EPA, Economic Partnership Agreement)が発効した。2011年5月に、事実上の交渉がスタートして以来、8年近い年月を要したことになる。この間、EUのFTA(Free Trade Area)政策は大きく変化し、このことが、同協定の内容に反映されている。本稿では、まずEUのFTA政策をレビューし、次に日EU経済連携協定(以下、EPAと称する)の内容を吟味する。最後に、日EU経済連携協定が国際貿易体制に及ぼす影響について展望してみたい。

EUのFTA政策

1952年に欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC, European Coal and Steel Community)が設立されて以来、欧州は欧州経済共同体(EEC, European Economic Community)を設立するための「ローマ条約(Treaty of Rome, 正式には“Treaty establishing the European Economic Community”)」に基づき、1968年には関税同盟(Customs Union)を完成させた。これにより、域内の関税障壁を除去するだけでなく、対域外関税についても共通化したのである。

対域外ではGATT(General Agreement on Tariffs and Trade、関税と貿易に関する一般協定)及びWTO(World Trade Organization、世界貿易機関)に基づく多国間貿易システムの強化についても重点を置く一方、EUは独自のFTA政策を実施するようになる。その際、EUのFTAは、貿易障壁を取り除くことによる経済的利益を求めめるだけでなく、非EU加盟の加盟準備やEU加盟国の旧植民地の経済発展の促進など、政治的および外交的な目的も有していた¹。

2000年代に入ると、BRICs(Brazil, Russia, India and China)の台頭、米国による「競争的自由化(Competitive Liberalization)」戦略²と呼ばれるFTA政策の採用など、EUを取り巻く国際経済環境に大きな変化が生じるようになった。また、一方で2001年から始まったWTOのドーハ開発アジェンダ交渉は、先進国と発展途上国の間、さらには先進国間の対立により、行き詰まりをみせるようになった³。

こうした状況の下、欧州委員会は2006年10月に「グローバル・ヨーロッパ：世界における競争(“Global Europe: Competing in the world”)」と題するコミュニケーション(指針)を発表した⁴。これは、WTOを通じた多国間主義を尊重する一方、一層の関税障壁除去、これまで交渉が困難であった知的財産権、競争政策、政府調達との調和など非関税障壁の除去・軽減の重要性を強調し、これら目的に向けた動きを加速しようとするものであった。さらに、このコミュニケーションは、他の国とのFTAを締結するために、経済規模、成長の可能性、貿易障壁のレベルなどといった基準を適用することにより対象地域を選択した。具体的には、ASEAN、韓国、MERCOSUR(南米南部共同市場)、また、インド、ロシア、GCC(Gulf Cooperation Council, 湾岸協力協議体)などである。なお、日本は、これらの対象国に含まれていない。同コミュニケーション発表後、EUは上記の国/地域とのFTA交渉を開始することになる。事実、EUは2007年5月に韓国とのFTA交渉を開始し、2015年12月に発効させている。

また、欧州委員会は、2010年11月に「貿易、成長、世界問題(Trade, Growth and World

Affairs)」と呼ばれる新しいコミュニケーションを発表した⁵。これは、同年3月に採択されたEUの経済成長戦略を対外面から補完するものであった。なお、この戦略は「欧州2020 (“Europe 2020”)」と呼ばれており、3つの柱から構成される⁶。すなわち「賢明な成長 (Smart Growth)」、「持続的成長 (Sustainable Growth)」、及び「包括的成長 (Inclusive Growth)」である。さらに同コミュニケーションは、米国、中国、日本、カナダを戦略的貿易相手国とし、貿易関係の強化を目指すとしている。これにより、EUは2013年7月から米国との間でTTIP (Transatlantic Trade and Investment Partnership、大西洋貿易貿易投資パートナーシップ) 交渉を開始した。

ただ、EUの市民社会 (Civil Society) あるいはNGO / NPOは、TTIPの内容がEUの規制システムと消費者の安全性に悪影響を与える可能性があるという懸念を表明した⁷。また、EU韓国FTAは2011年7月から暫定的に適用されていたが、実際にはEUの対韓国輸出が低迷しており、FTAの有効性について疑念が生じていた。なお、EUの対域外輸出総額に占める対韓国輸出のシェアは、2008年の1.9%から2012年に2.1%へと上昇したに過ぎない (欧州委員会貿易総局による)。

EUのFTAおよび貿易政策を取り巻くこれらの重要な問題に対応するため、欧州委員会は2015年10月に「すべての人のための貿易：より責任のある貿易及び投資政策に向けて (Trade for all: Towards a more responsible trade and investment policy)」と題するコミュニケーションを発表した⁸。本指針において、EUは、サービス貿易、電子商取引、人の移動などの分野により重点を置くことにより、EU産業の競争力強化を目指した。また、FTAの効果的な利用を促進するために、中小企業に対する情報提供強化の必要性を主張した。

さらに、TTIP交渉中に提起された市民社会からの懸念に応じて、交渉プロセスの透明性を高めるために、貿易交渉に関して加盟国、欧州議会、労働組合を含む市民社会との対話を促進するとした。また、「すべての人のための貿易」は、民主主義、人権の尊重、法の支配などのEUの価値、さらには持続可能な開発や国際的な労働基準の重要性も訴えている。従って、EUのFTA政策は、貿易問題を扱うだけでなく、社会的および政治的分野も網羅し、より包括的かつ新しい段階に達した。すなわち、2015年10月以降、EUのFTA政策は新たな次元に到達したといえるであろう。後述するように、EPAは、こうしたEUのFTA政策の発展を強く反映している。

なお、TTIP交渉時、課題となった点の1つであるISDS (Investor-State Dispute Settlement、投資家国家紛争解決) 条項は、仲裁プロセスと仲裁の予測不能性に重大な問題を引き起こす可能性があるとの指摘がなされた。投資家保護の重要性を認識しつつも、将来の貿易協定では、恒久的な投資裁判所の設立をするかどうか重要な課題となるであろう。なお、EPAの場合、ISDSの交渉を協定と分離し、別途、交渉することで合意した。

次に、上記したEUのFTA政策に影響を与えた2つの要因について指摘したい。まず第1は2009年12月に発効した「リスボン条約 (Treaty of Lisbon amending the Treaty on European Union and the Treaty establishing the European Community)」⁹及びEU運営条約 (Treaty on the Functioning of the European Union)¹⁰である。両条約の結果、欧州議会の役割が強化・

拡大された(運営条約第208条及び218条)。貿易関連事項に関しては、EU理事会との共同決定手続きが適用されるようになった。すなわち、同事項については欧州議会からの承認が必要であり、貿易及び直接投資に関する協定は欧州議会によって批准されなければならないことになる(運営条約第207条)。

この結果、欧州委員会は、貿易交渉の進捗状況を欧州理事会だけではなく欧州議会にも定期的に報告する必要があるようになった。換言すれば、貿易協定交渉における欧州議会の重要性が高まることになり、交渉プロセスの可視化が大幅に強化され、EU市民にとっても透明性のある交渉が必要になったのである。この結果、市民社会についてもEUの貿易戦略と交渉において重要な役割を演じるようになった。

EUのFTA政策に影響を与えた2番目の重要な進展は、欧州司法裁判所の意見(opinion)である¹¹。EUシンガポールFTAについて、2017年5月、欧州司法裁判所は、EUとその加盟国間の権限配分に関して意見を表明した。証券投資と投資家対国家の紛争解決(ISDS)の2分野については、EUと加盟国が権限を共有しており、同協定の正式な発効にはEUだけでなく加盟国の承認も必要としたのである。すなわち、同協定はEUと加盟国双方の批准が必要な「混合協定(mixed agreement)」と認定されたということになる。逆にいえば、この意見の結果、EUのFTAは排他的権限を持つ貿易及び直接投資に関連した領域のみで構成されるものとなれば、加盟国と権限を共有する要素がないため、暫定的ではなく早期に発効することが可能になった。なお、EUカナダFTAについては混合協定とみなされたため、EU加盟国であるベルギーの批准が遅れた。同国のワロン議会はカナダとのFTAの署名に反対したからである。ベルギーは連邦制であるため、中央政府は国際協定を批准するためにワロン議会など地方議会の同意を必要とし、ベルギー政府は地方議会が署名に反対する場合は署名できなくなったのである。

ここで、日EU経済連携協定に大きな影響を及ぼしたEU韓国FTAについて、若干、触れておきたい¹²。貿易への依存度が高い韓国は、貿易促進を目的として、2003年以降、他の国/地域とFTAを締結することを戦略としてきた。同国は、特に、経済大国あるいは資源国をFTAのターゲットにしてきたといえる。こうした背景の下、韓国は、対EUについて2007年5月から8回の交渉を経て、2011年7月に暫定的発効、2015年12月から正式に発効した。この合意により、韓国にとっては、中国に次いで2番目の輸出先であるEUの関税は、概ね5年以内に撤廃される予定である。

特に、EUは電気電子機器(最大14%)や乗用車(最大10%)などについて比較的高い関税を維持しているため、韓国の製造業にとっては重要といえる。逆に、EUにとってはアジア諸国に対して最初のFTAであるだけではなく、既述した2006年の「グローバル・ヨーロッパ」発表以降、最初の包括的かつ高度なFTAとしての象徴的な重要性を帯びている。その結果、EUの関税を負担する日本製電気電子機器及び乗用車は、韓国製品に対して大きなハンディを持つことになった。このため、日本の電機電子業界・自動車業界は、政府に対して、EUに対する自由貿易協定締結を要求するようになる。

また、欧州議会と市民社会からの要求に応じて、環境と労働者の保護を目的とする「貿易と

持続可能な開発 (Trade and Sustainable Development)」に関する章も設けられた。第13章であり、EUにとって、EUで最も包括的かつ意欲的なFTAとされる所以である。

具体的な条文内容を若干みていると、次のように規定されている。「締約国 (EU および韓国) は、持続可能な開発の目的に貢献するような方法で国際貿易の発展を促進するというコミットメントを再確認し、この目的があらゆる点で統合され反映されるよう努力する (同協定第13.1章)。「締約国は、韓国と欧州連合の加盟国がそれぞれ批准したILO条約を効果的に実施するというコミットメントを再確認する (第14.4章)。この章は、制度的枠組みの構築を要求するものであり、韓国において、持続可能な開発を検証するための市民社会フォーラム (Civil Society Forum) を組織することになっている (第13.13条)。

ただ、実際には韓国では労働基準が制限されていることがしばしば報告されている。「結社の自由」などである。5年間の暫定期間に関する欧州委員会の評価では「非常にうまく機能した」と結論付けられているが、第13章は最も問題含みの章ともいえる¹³。この点は後述する。

日 EU 経済連携協定 (EPA)¹⁴

EPAは、EUと日本間の政治協力を促進する「日・EU戦略的提携協定 (Strategic Partner Agreement)」(2018年7月、双方が署名。ただ、欧州側の批准が終了していないため、2020年初時点では未発効)¹⁵とほぼ並行して交渉が妥結、経済連携協定は2019年2月に発効した。前者の目的は、貿易障壁を撤廃ないしは削減することにより、日EU間の貿易投資関係を強化することにある。また、TPP (Trans-Pacific Partnership Agreement, 環太平洋パートナーシップ協定) と同じレベルの自由化と包括的な貿易ルールを規定している点も重要である。一方、EUの農林水産物の輸入拡大により、国内の農林水産業への影響が及ぶ可能性はある。事実、EUから日本への輸出関税に関しては、表-1のように、チーズについて (これまで29.8%) が16年間で段階的に廃止され、ワイン (15%または1リットルあたり125円) は直ちに廃止される。チョコレート菓子は10年で、革製品は11年で撤廃される予定である。チーズと豚肉は輸入全体のわずかな割合を占めるにすぎないが、関税の撤廃による国内の酪農および畜産業への影響は大きいとみられる。

一方、日本製品に対するEUの関税については、最大の輸出品目である自動車 (10%) は8年で廃止され、自動車部品の約90% (現在3~4.5%) については、即時に撤廃された。日本酒、緑茶、調味料 (醤油)、果物と野菜、肉と乳製品は直ちに撤廃された。また、関税以外についても、貿易、金融、投資、情報通信、特許、商標、GI (地理的表示) などの知的財産の保護も本協定に含まれている。

表一 日 EU 経済連携協定の主要な内容

電子商取引・知的財産などに関するルール整備					
<ul style="list-style-type: none"> ・「シャンパン」、「神戸ビーフ」など地理的表示の保護など ・政府調達の対象拡大など 					
EU の関税			日本の関税		
品目	現在の関税	発効後	品目	現在の関税	発効後
緑茶	0 ～ 3.2%	即時撤廃	ワイン	15% または 1 リットル当たり 125 円	即時撤廃
牛肉	12.8%+100kg 当たり €141.4 ～ €304.1	即時撤廃	ナチュラル チーズ	29.8%	輸入枠内で 16 年目に 0%
水産物	0 ～ 26%	即時撤廃	チョコレート 菓子	10%	11 年目に 0%
アルコール飲料	0 ～ 100 リットル 当たり €32	即時撤廃	衣類	4.4 ～ 13.4%	即時撤廃
乗用車	10%	8 年目に 0%	鞆・ ハンドバッグ	2.7 ～ 18%	11 年目に 0%

出所) 外務省 (2018)、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」

このうち、例えば、地理的表示 (GI, Geographical Indication) の保護に関しては、本協定の第 14 章「知的財産権」に規定されている。すなわち、同協定第 14.22 条から 14.30 条では、GI の定義・執行について述べられている。また、同協定附属書 14-B では、具体的な品目が食物と飲料に分けて表示されている。例えば、食物では、カマンベール・ド・ノルマンディ (フランス)、ニュルンベルガー・ブラートブルスト (ドイツ)、リュウベッカー・マジパン (ドイツ)、三輪素麺 (日本)、神戸ビーフ (日本)、鳥取砂丘らっきょう (日本) など、また、飲料ではボルドーワイン (フランス)、スコッチ・ウイスキー (英国)・山梨ワイン (日本) などである。

この EPA は、二国間貿易に影響を及ぼすだけではない。日 EU は、持続可能な開発に対する互いの責任を再確認することに加えて、気候変動に関するパリ協定の実施に責任があると明確に述べた最初の自由貿易協定といえる。すなわち、第 16 章では貿易と持続可能な開発に関する包括的な章が設けられており、そこでは労働、安全、環境保護、消費者保護などに関して非常に高い基準が設定されているのである。

なお、「持続可能な開発」という概念は、2009 年 12 月に発効したリスボン条約に含まれている。すなわち、「EU は域内市場を創設する。この域内市場は欧州の持続的な開発、…環境の高度な保護及び質的改善のために機能する (第 3 条 2 項)」とされている。また、この概念は EU 運営条約にも規定されており、「環境保護の要件は、特に持続可能な開発を促進する観点から、EU の政策と活動の定義と実施に組み込まなければならない」(第 11 条)、「良好なガバナンスを促進し、市民社会の参加を確保するために、欧州連合の機関、機関、事務所および機関は、可能な限りオープンに業務を実施するものとする (第 15 条第 1 項)」と規定されている。

表－２ 日 EU 経済連携協定の各章

第1章	総則
第2章	物品貿易
第3章	原産地規則
第4章	税関・貿易円滑化
第5章	貿易救済
第6章	衛生植物検疫措置
第7章	貿易の技術的障壁
第8章	サービスの貿易・投資自由化・電子商取引
第9章	資本移動・支払・移転
第10章	政府調達
第11章	競争政策
第12章	補助金
第13章	国有企業
第14章	知的財産権
第15章	コーポレート・ガバナンス
第16章	貿易と持続可能な開発
第17章	透明性
第18章	規制協力
第19章	農業協力
第20章	中小企業
第21章	紛争解決
第22章	制度的規制
第23章	最終規定

出所) 表－1 と同じ。

こうした EU の基本条約を受け、EPA では、まず前文で「共通の原則及び価値観に基づく両締約国間の多年にわたる強固な連携並びに両締約国間の重要な経済、貿易及び投資の関係を意識し、…… 経済面、社会面及び環境面での持続可能な開発という目的に従って両締約国間の経済、貿易及び投資の関係を強化すること並びに両締約国間の貿易及び投資を促進することの重要性を認識し、……協定した」。続いて第 1.1 条では、「この協定は、貿易及び投資を自由化し、及び円滑にすること並びに両締約国間の一層緊密な経済関係を促進することを目的とする」とされている。なお、ここでいう両締約国とは、日本及び EU のことである。

また、「両締約国は、1992 年 6 月 14 日に国際連合環境開発会議によって採択されたアジェンダ 21、1998 年 6 月 18 日に ILO…の労働における基本的な原則及び権利に関する国際労働機関の宣言及びその実施についての措置……を考慮しつつ、現在及び将来の世代の福祉のため、持続可能な開発に貢献する方法で国際貿易の発展を促進することの重要性を認識する。」とされている。さらに、「両締約国は、ILO の加盟国であることから生ずる義務を再確認する。両締約国は、労働における基本的な原則及び権利に関する ILO の宣言及びその実施についての

措置に関するそれぞれの約束を更に再確認する。」、また、「両締約国は、労働における基本的な権利に関する国際的に認められた次に掲げる原則を自国の法令及び慣行において尊重し、促進し、及び実現する(第16条第2項パラグラフ2)」とされている。加えて、同パラグラフでは、ここでいう原則が列挙されており、そのなかには、「(b) あらゆる形態の強制労働の撤廃、」及び「(d) 雇用及び職業に関する差別の撤廃」が含まれている。また、第16.13条では、貿易専門委員会が設置されることになっているが、その任務の一つは、「この章の規定の実施について市民社会と相互に協力すること(第16.13条パラグラフ(c))」とされている。なお、本パラグラフには次のような注が付されている。すなわち、「市民社会とは、経済、社会及び環境に関する独立した利害関係者(使用者団体及び労働者団体並びに環境に関する団体を含む。)をいう。」

ところで、2018年12月、欧州委員会は韓国政府に対するEU・韓国FTAの第13.14章による「政府間協議(Government consultation)」を開始した¹⁶。欧州委員会からの度重なる要求にもかかわらず、韓国はILOの核心的労働基準(Core Labour Standard)について批准を終了していないからである。労働者の権利保護に関して、欧州委員会がFTAによる紛争解決手続きに入ったのはこれが史上初めてである。なお、韓国政府は、FTAの署名時に批准を実施することを確認している。ところで、ILOの中核的労働基準には、結社の自由・団体交渉権の承認、強制労働の禁止、児童労働の禁止、差別の禁止という4分野があり、8つの条約から構成される。韓国は「結社の自由」(第87条と第98条)と「強制労働の排除」(第29条と第105条)について未批准である。

一方、日本はILOの中核的労働基準条約の2つを批准していない。強制労働の廃止に関する条約(第105条)と「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(第111条)」の2条約である。これら8条約に関しては、すべてのILO加盟国に対して、未批准の場合でも「尊重し、促進し、かつ実現する(to respect, to promote and to realize)義務を負う」¹⁷とされている。韓国に続き、EUはEPA第16条に基き協議を日本に要請する可能性も否定できない。

既述したように、EUのFTA政策は、「すべての人のための貿易」により著しく変化した。その結果、EUは経済的利益を活用するだけでなく、その価値を広げることも目指している点は、EPA前文で紹介した通りである。なお、こうした動きを反映して、「貿易と持続可能な開発」の英文word数は、約2,300(EU韓国FTAの第13章)から約5,000(EPAの第16章)に大幅に増加している。既述したように、「すべての人のための貿易」が発表されたのは、2015年10月であるが、この時点でEU韓国FTAは既に暫定発効していた。また、EPAについては、交渉中であった。このような時間差が、英文word数に反映されたとみてよいであろう。

結論

表－3 日米 EU の基礎データ

	EU28	米国	日本
GDP (兆ドル, 2018)	22.1	24.2	5.9
人口 (億人, 2017)	6.8	4.3	1.7

出所) World Bank などによる。

欧州委員会の試算によれば、本協定に盛り込まれた措置が完全に実施されるとすれば、本 EPA がない場合に比較して、日本から EU への輸出は 230 億ユーロ、逆に EU から日本への輸出は 130 億ユーロ増加するとされている¹⁸。

本 EPA の効果は二国間だけにとどまらない。これにより、人口 8.5 億人、世界の GDP に占めるシェア 28.0% (2018 年時点) の巨大な自由貿易圏を実現することが重要である。

すなわち、本 EPA は、メガ FTA (表－4 参照) の一つとして、世界経済への影響、さらには国際経済秩序への影響が注目される。

表－4 メガ FTA の規模

	交渉参加国・地域	GDP 総額		総人口		交渉の状況
		兆ドル	シェア (%)	億人	シェア (%)	
TPP	日本、豪州、ニュージーランド、ベトナム シンガポール、カナダ、ブルネイ マレーシア、カナダ、米国、メキシコ ペルー、チリ	30.1	37.6	8.3	11.0	締結済み
TPP11	上記から米国を除いた 11 か国	10.6	33.3	5.1	6.7	発効済み
日・EU EPA	日本、EU	22.2	27.7	6.4	8.5	発効済み
RCEP	日本、中国、韓国、豪州 ニュージーランド、インド ASEAN10 か国	25.5	31.8	35.8	47.5	交渉中
TTIP	米国、EU	36.9	46.0	8.4	11.1	交渉停止

注) ASEAN10 か国は、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス。

注) シェアは対世界比

出所) 出典：角田昌太郎 (2019)、「メガ FTA の動向」、調査と情報 NO.1057、国立国会図書館、pp.2

トランプ米政権は、“America First” との姿勢の下、貿易面でも主として二国間の “deal” を繰り返していることは周知の通りである。これら貿易政策の多くは WTO 協定に違反するとみてよいであろう。保護的措置の導入及び特定国を対象としているからである。一方、WTO のドーハ開発アジェンダは、先進国対発展途上国、さらには先進国同士の対立から、その交渉

は停滞している。こうした環境の下、主要な貿易国は二国間自由貿易協定の締結に傾斜している。ただ、そのなかで、TPPは一旦、米国を含めて調印したものの、トランプ政権成立直後、米国は離脱することになった。日本の努力もあって、TPPはTPP11として成立したが、米国抜きということもあり、参加国の経済規模は大幅にスケールダウンしてしまった。また、トランプ政権は、EUとの間で交渉が続けられてきたTTIPについても、交渉を中断した。さらに、WTOの重要な機能である紛争処理機関についても、トランプ政権は第二審のパネリストを派遣していないことから、同機関が麻痺状態に陥る可能性が高まっている。一方、東アジアで交渉が続いているRCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership, 東アジア地域包括的経済連携) について、その進捗状況ははかばかしいものとはいえない。こうした動きを全体としてみると、自由貿易体制が大幅に後退しつつあるといえるであろう。

こうした環境の下、本EPAを締結し、巨大経済圏が創設されたことは重要である。また、日本はEPA及びTPP11の結節点となっており、両協定を合計すると、世界のGDPの約4割を占めることになる。かつて保護主義が蔓延し、そのことが間接的であれ第2次世界大戦を引き起こした。その反省の下、GATTを中心とする国際貿易体制が形成された。いま、この体制が崩壊する可能性が否定できない状況である。こうした環境下、日EU経済連携協定及び日本の役割は一段と高まってきた。もし、欧州委員会がEUの価値、さらには「貿易と持続的な開発」に余りにも固執するようだと、保護主義に対抗するという観点に立ったEPAの有効性に疑念を生じかねず、ひいては自由な国際貿易体制の維持・発展に影響しかねない。ただ、逆に、EUが保護主義の蔓延に危機感を抱き、EPAの円滑な運営及びその効果の具現化に努める一方、日本もEPAを通じて経済社会の変革、とりわけ未批准のILO条約批准などを通じて労働市場の改革に努力を傾けることができれば、日EUは世界経済に対して重要な貢献をなすことができであろう。

¹ Stephen Woolcock (2007), *European Union policy towards Free Trade Agreements*. ECIPE Working Paper, No. 03/2007

² Simon J. Evenett (2005), “Competitive Liberalization: A Tournament Theory-based Interpretation” (<https://www3.nd.edu/~jbergstr/EvenettSept2005.pdf#search=%27competitive+liberalization+Us%27>, accessed on December 24, 2019)

³ Daniel Drache and Marc D. Froese (2007), *Deadlock in the Doha Round: The Long Decline of Trade Multilateralism* (<http://www.worldtradelaw.net/articles/drachedoha.pdf.download>, accessed on December 21, 2019)

⁴ European Commission (2006), *Global Europe: competing in the world*. COM (2006) 567 final. 2006.10.4

⁵ European Commission, *Trade, Growth and World Affairs: Trade Policy as a Core Component of the EU's 2020 Strategy*, COM (2010) 612 final, 2010.11.9.

⁶ European Commission, *Europe 2020: A European strategy for smart, sustainable and inclusive growth*, COM (2010) 2020 final, 2010.3.3.

⁷ European Parliament (2016), *TTIP: Access to consolidated texts and confidential documents*, ([http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2016/580909/EPRS_BRI\(2016\)580909_EN.pdf#search=%27NPO+NGO+EU+TTIP%27](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2016/580909/EPRS_BRI(2016)580909_EN.pdf#search=%27NPO+NGO+EU+TTIP%27), accessed on December 28, 2019)

⁸ European Commission, *Trade for all: Towards a more responsible trade and investment policy*, COM

(2015) 497 final, 2015.10.15.

- ⁹ Official Journal of the European Union (2007), Treaty of Lisbon amending the Treaty on European Union and the Treaty establishing the European Community ((2007/C 306/01)
- ¹⁰ Official Journal of the European Union (2012), Consolidated Version of the Treaty on the Functioning of the European Union, C 326, 26 October 2012
- ¹¹ 欧州司法裁判所 (European Court of Justice) は、EU の基本条約や法令が遵守されているかどうかを判断する EU の「最高裁判所」である。欧州司法裁判所の意見 (opinion) は加盟国の全ての裁判所における判断を拘束する。このため、欧州司法裁判所の意見は先行判決ともいう。当該の意見は European Commission (2007), *The Opinion of the European Court of Justice on the EU-Singapore Trade Agreement and the Division of Competences in Trade Policy* (https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/september/tradoc_156035.pdf, accessed on December 21, 2019) 参照のこと。
- ¹² Official Journal of the European Union (2011), *Council Decision of 16 September 2010 on the signing, on behalf of the European Union, and provisional application of the Free Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and the Republic of Korea, of the other part* (2011/265/EU)
- ¹³ European Commission (2017), *Evaluation of the Implementation of the Free Trade Agreement between the EU and its Member States and the Republic of Korea* (https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2017/june/tradoc_155673.pdf, pp.88 accessed on December 21, 2019)
- ¹⁴ 外務省 (2018)、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382088.pdf>, 2020年1月4日アクセス)
- ¹⁵ 外務省 (2019)、「日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000381941.pdf>, 2020年1月4日アクセス)
- ¹⁶ European Commission (2019), *EU team in Korea for government consultations over labour commitments under the trade agreement* (<https://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1973&title=EU-team-in-Korea-for-government-consultations-over-labour-commitments-under-the-trade-agreement>, accessed on December 21, 2019)
- ¹⁷ ILO, *ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work and its Follow-up, adopted by the International Labour Conference at its Eighty-sixth Session, Geneva, 18 June 1998 (Annex revised 15 June 2010)* なお、なぜ日本が批准しないかについては、多くの分析あるいは批判があるが、例えば、深澤敦 (2011)、「国際社会政策論:国際社会政策 (ILO) と日本」、立命館産業社会論集第 47 巻第 1 号、2011 年 6 月、pp.97-114 が詳しい。
(<https://www.ilo.org/declaration/thedeclaration/textdeclaration/lang-en/index.htm>, 2020年1月4日アクセス)
- ¹⁸ European Commission (2018), *The Economic Impact of the EU-Japan Economic Partnership Agreement (EPA)*

参考文献

- 久保広正 (2016)、「日・EU 経済連携協定と市民社会」、長部重康編著、『日・EU 経済連携協定が意味するものは何か』、ミネルヴァ書房、pp.119 ~ 138
- 久保広正 (2018)、「EU と対外通商政策」、田中・長部・久保・岩田著、『現代ヨーロッパ経済第 5 版』、有斐閣、pp.410 ~ 434
- 外務省 (2018)、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」
- 久保広正 (2019)、「EU の将来とわが国産業の対欧戦略」、藤井和夫編著、『現代世界とヨーロッパ』、中央経済社、pp.99 ~ 114

- 角田昌太郎 (2019)、「メガ FTA の動向」、調査と情報 NO.1057、国立国会図書館
- FTA ビジネス研究会編著 (2014)、「FTA/EPA でビジネスはどう変わるか」、東洋経済新報社
- Hiromasa Kubo (2012), *A EU-Japan Free Trade Agreement Toward More Solid Economic Relations*, IFRI Center for Asian Studies, Asie. Version 55
- Hiromasa Kubo (2013), *EU-Asia Trade Relations*, “The Palgrave Handbook of EU-Asia Relations” edited by T.Christiansen, E. Kirchner & P. Murray, Palgrave Macmillan, pp. 247 ~ 262
- Hiromasa Kubo (2015), *Towards a Japan-EU Economic Partnership Agreement*, Kobe University Law Review, No.49, pp.187 ~ 197
- Thomas Christiansen, Jean-Christophe Defraigne & Hiromasa Kubo (2019). *The economic security dimension in EU-Japan relations*, “EU-Japan Security Cooperation” Routledge. pp.163 ~ 182
- European Commission (2006), *Global Europe: competing in the world*. COM (2006) 567 final. 2006.10.4
- European Commission, *Europe 2020: A European strategy for smart, sustainable and inclusive growth*”, COM (2010) 2020 final, 2010.3.3.
- European Commission, *Trade, Growth and World Affairs: Trade Policy as a Core Component of the EU’ s 2020 Strategy*, COM (2010) 612 final, 2010.11.9.
- European Commission, *Trade for all: Towards a more responsible trade and investment policy*, COM (2015) 497 final, 2015.10.15
- Official Journal of the European Union (2011), *Council Decision of 16 September 2010 on the signing, on behalf of the European Union, and provisional application of the Free Trade Agreement between the European Union and its Member States, of the one part, and the Republic of Korea, of the other part* (2011/265/EU)
- European Commission (2018), *The Economic Impact of the EU-Japan Economic Partnership Agreement (EPA)*
- ILO, *ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work and its Follow-up, adopted by the International Labour Conference at its Eighty-sixth Session, Geneva, 18 June 1998 (Annex revised 15 June 2010)*